

長崎県公立大学法人ゲストハウス使用要綱

〔平成24年4月1日〕
細則第7号

改正 令和7年12月2日細則第18号

（趣旨）

第1条 この要綱は、長崎県公立大学法人ゲストハウス（以下「ゲストハウス」という。）の使用について必要な事項を定める。

（管理運営）

第2条 ゲストハウスの管理運営は、理事長が行う。

（使用形態）

第3条 長崎県公立大学法人が設置する教職員宿舎（以下「教職員宿舎」という。）の一部をゲストハウスとし、教職員の申請に基づき、使用させることができる。

2 前項によりゲストハウスとして使用させる教職員宿舎の場所については、理事長が別に定める。

一部改正 [令和7年規程第37号]

（使用者）

第4条 ゲストハウスを利用できる使用者は、次の各号に掲げる者とする。ただし、公費から宿泊費が支給されていない場合に限る。

- (1) 客員教授、客員准教授
- (2) 学術交流を目的とした諸外国の教育・研究機関からの招へい研究者
- (3) 客員研究員
- (4) その他理事長が必要と認めた者

（使用願）

第5条 ゲストハウスの使用を申請する教職員（以下「申請者」という。）は、ゲストハウス使用願（様式第1号）（以下「使用願」という。）を提出し、理事長の使用許可を受けなければならない。

2 前項の使用願は、使用開始予定日の7日前までに提出しなければならない。ただし、理事長が認めた場合は、この限りではない。

一部改正 [令和7年規程第37号]

（使用の許可）

第6条 理事長は、第5条第1項に規定する使用願のうち、適当と認められる場合は、使用を許可することができる。

2 前項の許可にあたっては、ゲストハウス使用許可証（様式第2号）を交付するものとする。

3 理事長は、前項の規定に関わらず、必要と認める場合は、使用期間中においても、許可を取り消すことができる。

（使用期間）

第7条 使用期間は、7日以上1年以下を原則とする。ただし、理事長が特に認めた場合はこの限りではない。

（使用料）

第8条 ゲストハウスの使用料は、別に定める。

(使用上の遵守事項)

第9条 施設を使用しようとする場合は、申請者及び使用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた者以外は使用しないこと。
- (2) 許可を受けた期間を厳守すること。
- (3) 光熱水の使用に係る開栓および閉栓手続きについては、申請者が行うこと。また、支払についても申請者が責任をもって行うこと。
- (4) ゲストハウス内外の清掃に努めること。
- (5) 火災の予防及び盗難の防止に注意すること。
- (6) 使用したシーツ類・枕カバーはクリーニングのうえ、返却すること。
- (7) その他理事長が必要と認める事項

(鍵の管理、返還等)

第10条 各ゲストハウスの鍵は、使用期間中においては、使用者が管理を行う。

- 2 使用者は、使用期間終了後、ゲストハウス内外を清掃のうえ、直ちに理事長に鍵を返還しなければならない。
- 3 申請者は、使用期間終了後、直ちに理事長にゲストハウス退居届（様式第3号）を提出しなければならない。

(損害の賠償)

第11条 使用者の故意又は過失によりゲストハウス内の設備・備品をき損、又は滅失した場合、申請者は、直ちにその旨を理事長に届け、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(使用の制限)

第12条 この要綱に違反した場合は、理事長は、ゲストハウスの使用を一時禁止することができる。

(事務処理)

第13条 第3条に定めるゲストハウスに係る事務処理は、各校の総務グループにて行う。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 定款附則第2項に定める県立長崎シーボルト大学のゲストハウス使用要綱は廃止する。

附 則（令和7年12月2日細則第18号）

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

事務局長	総務(企画)課長	総務グループリーダー	スタッフ	取扱者

ゲ ス ト ハ ウ ス 使 用 願

年 月 日

長崎県公立大学法人 理事長 様

(申請者) 所 属

氏 名 ⑩

下記のとおりゲストハウスを使用したいので、許可くださるようお願いします。

記

使 用 者	氏 名 勤務先 T E L (勤務先、自宅、携帯電話のいずれかを記入)
	☐ 客員教授・客員准教授 ☐ 学術交流を目的とした諸外国の教育・研究機関からの招へい研究者 ☐ 客員研究員 ☐ その他 ()
使用期間	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()
使用を希望する ゲストハウス	
備 考	

ゲストハウス使用許可証			
ゲストハウスの使用について、下記のとおり許可します。			
申請者氏名	[]		
使用者氏名	[]		
使用宿舎名	[]		
使用許可部屋番号	[]	階	号室 []
使用期間	[]	年 月 日 ()	～ 年 月 日 () []
使用料	[]	円 []	
(光熱水費は含まない)			
年 月 日 長崎県公立大学法人 理事長 印			
● 申請者及び使用者は使用に際しては、使用上の遵守事項に留意すること。 ● 光熱水の使用に係る開栓および閉栓手続きについては申請者が行うこと。また、業者への支払についても申請者が行うこと。 ● 申請者又は使用者は使用済みシーツ類・枕カバーはクリーニングのうえ、返却すること。 ● その他			

ゲ ス ト ハ ウ ス 退 居 届

下記のとおりゲストハウスを退居しましたので、長崎県公立大学法人ゲストハウス使用要綱第10条第 3 項の規定により届け出ます。

記

使 用 者 氏 名 []

使 用 宿 舎 名 []

使用許可部屋番号 [階 号室]

光熱水等の退去手続き（□欄にチェック）

電	気	:	☐	閉栓手続き完了
ガ	ス	:	☐	閉栓手続き完了
水	道	:	☐	閉栓手続き完了
部屋	の清掃	:	☐	完了
シーツ類	のクリーニング	:	☐	返却済み
その他（ ）	:		☐	クリーニング中

年 月 日

長崎県公立大学法人 理事長 様

（申請者）

所属名

氏 名

㊞